

西伊豆町観光協会ホームページ広告取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、西伊豆町観光協会のホームページ(以下「観光協会ホームページ」という。)への広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 観光協会ホームページに掲載する広告は、バナー広告(ホームページ上に表示される帯状の広告をいう。以下「広告」という。)とする。

(掲載可能な広告等の範囲)

第3条 観光協会ホームページに広告を掲載することができる者、広告の内容、広告のデザイン及びリンク先ホームページ内容の範囲は、西伊豆町観光協会広告掲載要綱及び西伊豆町観光協会広告掲載基準の規定に準ずるものとする。

(広告の掲載位置及び掲載数)

第4条 広告を掲載するページは、観光協会ホームページのトップページ内の観光協会が指定する位置とする。

2 広告の掲載数は、12枠以内とする。

(広告の規格)

第5条 掲載する広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 大きさ 大 縦90ピクセル、横220ピクセル
小 縦70ピクセル、横170ピクセル
- (2) 画像形式 GIF(アニメーションGIF不可)、JPEGまたはPNG
- (3) データ容量 6キロバイト以内

(広告の掲載料金)

第6条 広告の掲載料金(以下「掲載料金」という。)は、1枠当たり月額3,000円とする。

(広告の掲載期間)

第7条 広告の掲載期間(以下「掲載期間」という。)は、月の初日から末日までの1か月を単位とし、連続する掲載期間は当該年度の末日までとする。

(広告掲載の申込み)

第8条 観光協会ホームページへの広告掲載希望者は、原則として掲載を希望する日の1か月前までに、西伊豆町観光協会ホームページ広告掲載申込書に掲載しようとする広告の原稿を添えて、申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第9条 会長は、広告掲載の可否を決定したときは、広告掲載希望者に対し西伊豆町観光協会ホームページ広告掲載申込書結果通知書により通知するものとする。

2 広告掲載期間を定めて募集し、広告掲載希望者が当該広告枠数を超えた場合で、かつ、西伊豆町観光協会広告掲載要綱第4条による広告掲載の順位が同等と判断したときは、抽選により決定する。

(広告掲載料金の納付)

第10条 要綱第9条に規定する広告の掲載の決定を受けた申込者(以下「広告主」という。)は、広告の掲載を開始する日の10日前までに、第6条に規定する掲載料金を掲載期間に応じて、一括納付するものとする。

(広告主の責務)

第11条 広告主は、広告の内容等、広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 第三者から広告に関して損害を被った旨の請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(広告掲載の取り消し)

第 12 条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 広告の内容等が第 3 条に該当しなくなったと認められるとき。

(2) 広告主が第 10 条の規定による掲載料金の納付をしないとき。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、広告掲載の決定を取り消す必要があると会長が認めるとき。

2 会長は、前項の規定により広告掲載の決定を取り消したときは、西伊豆町観光協会ホームページ広告掲載取消通知書により広告主に通知するものとする。

(掲載料金の還付)

第 13 条 既納の掲載料金は、還付しない。ただし、前条第 1 項第 3 号の規定による広告掲載の決定を取り消したとき(その事由が広告主の責めに帰すべき事由によらないときに限る。)は、既納の掲載料金の額のうち会長が広告掲載の決定を取り消した日から掲載期間の末日までの期間(その期間に 1 か月未満の端数があるときは、これを 1 か月とする。)に係る掲載料金に相当する額を還付する。

2 観光協会は、広告が掲載できなかつたことにより広告主に生じるいかなる損害についても、広告掲載料の返還以外の責めを負わないものとする。

3 本条の規定により掲載料金の還付を受けようとする者は、西伊豆町観光協会ホームページ広告掲載料金還付請求書により会長に請求するものとする。

(広告掲載の取り下げ)

第 14 条 広告主は広告掲載を取り下げるときは、書面により町長に申し出なければならない。

2 前項の規定により、広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告記載期間の延長)

第 15 条 広告掲載期間内に、西伊豆町観光協会の都合で観光協会ホームページを閉鎖した場合は、閉鎖日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が 1 日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

(補則)

第 16 条 この要領に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。